

マイナンバー 社会保障・税番号制度

民間事業者の対応



愛称：マイナちゃん

平成28年3月版

内閣官房・内閣府
個人情報保護委員会
総務省・国税庁・厚生労働省

■マイナンバー(社会保障・税番号)制度における民間事業者の対応

いよいよ平成28年1月からマイナンバーの利用が順次始まりました。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の3分野での利用から制度がスタートしますが、従業員を雇用している民間事業者の皆様も税や社会保障の手続などで対応が必要になります。

民間事業者の皆様に必要な対応について、基礎的な内容を紹介します。

まず、マイナンバー制度の概要をご説明した上で、民間事業者での対応について、税務関係、社会保障関係の手続の変更内容を紹介します。

また、個人情報の取扱いに関する民間事業者向けのガイドラインがありますので、その概要をご説明し、最後に法人番号について紹介します。

マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

1

■マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

まず、行政の効率化です。マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体等での手続で、マイナンバー（個人番号）の提示、申請書への記載などが求められます。

国や地方公共団体の中で情報連携が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになります。

次に、国民の利便性の向上です。これまで、市役所、税務署、年金事務所など複数の機関を回って書類を入手し、提出するということがありました。マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減される場合があるなど、面倒な手続が簡単になります。また、本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能になる予定です。

最後に、公平・公正な社会の実現です。国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

通知カード・マイナンバーカード交付申請書の様式

**通知
カード**

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
姓 番号 花子

みほん

住所 ○○県□□市△町◇丁目○番地▽号

平成27年3月31日生 性別 女

マイナンバー

● 住所が変更された場合、マイナンバーカードを再発行する必要があります。住所変更後は、マイナンバーカードを再発行する必要があります。

● この通知カードを再発行された方は、お手続きせず、下記連絡先までご連絡ください。

● この通知カードが、個人番号カード交付申請書の発行に利用された場合は、お手続きが必要です。

みほん

**個人番号
カード
交付申請書**

個人番号カード交付申請書
電子証明書の発行申請書

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

姓 番号 花子

住所 ○○県□□市△町◇丁目○番地▽号

生年月日 平成27年3月31日 性別 女

【付随文字情報】

マイナンバー 1234 5678 9012 3456 7890 123

マイナンバーカードの交付を希望する **希望する**

※上記の入力された情報は、平成27年3月31日現在のものです。

このQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

裏面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

● 以下の電子証明書の利用については、同時に「ご記入」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合は、下の○を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 不要 利用者証明用電子証明書 不要

【ご留意】 電子証明書は、e-Gov等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
【おまかせサービス】 電子証明書の機能が利用できないこととなります。

利用目的	個人番号	本人との関係
利用目的	個人番号	本人との関係
利用目的	個人番号	本人との関係

視覚障がい者用
音声コード

10000019 01/01
3190110000019#

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人ご署名」にご記入ください。

● 申請の際は、同時に「ご署名」をご記入ください。

● 申請の際は、同時に「ご署名」をご記入ください。

● 申請の際は、同時に「ご署名」をご記入ください。

● 申請の際は、同時に「ご署名」をご記入ください。

【おもて面】

【うら面】

■マイナンバーが一人一人に通知されました

平成27年10月以降、住民票を有する方に12桁のマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」が簡易書留で郵送されました。

外国籍でも住民票がある中长期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーはぜひ大切にしてください。

マイナンバーカード（個人番号カード）交付申請書を使用する際には2か所を切って使用してください。

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、
調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

3

■平成28年1月からマイナンバーを利用します

マイナンバーは、国や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の3つの分野のうち、法律か自治体の条例で定められた手続でのみ使用されます。

平成28年1月以降、税や、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が求められます。

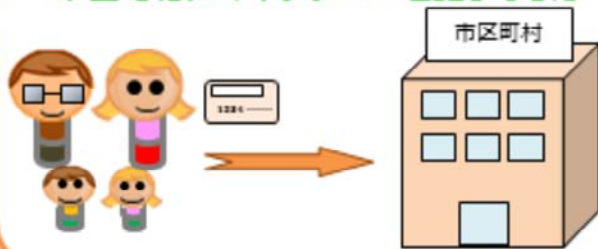
■マイナンバーは法律で定められた目的以外で利用することはできません

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

マイナンバーは様々な場面で利用します。



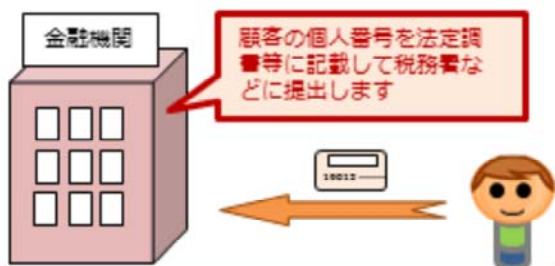
児童手当の認定請求の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



厚生年金の裁定請求の際に年金事務所
にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等はマイナンバーの
提示を受け、法定調書等に記載します



勤務先はマイナンバーの提示を受け、
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの提供が必要となります。

■マイナンバーは様々な場面で利用することになります

マイナンバーは、皆様の生活の様々な場面で利用することになります。

具体的には、

- ① 子どものいる家庭では、児童手当の認定請求の際に「市区町村」へマイナンバーを提供
- ② 厚生年金の裁定請求の際に年金事務所に「マイナンバー」を提供
- ③ 銀行、証券会社、保険会社などの金融機関と取引がある人が、配当や保険金を受け取る際、金融機関にマイナンバーを提供し、金融機関が法定調書に記載
- ④ 従業員として雇用されている人が、勤務先にマイナンバーを提供し、勤務先が源泉徴収票に記載といった場面でマイナンバーを利用することになります。特に④については、従業員を雇用しているすべての民間事業者に関係します。

マイナンバーの提供を求められる主なケース(平成28年1月18日現在)

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求めらる者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めるとはなりません。

※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (※代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> 給与、退職金などを受け取る方 厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	<ul style="list-style-type: none"> 報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 土業、外交員、兼業人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保障給付報酬支払基金が支払う給付報酬、原簿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取る方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (※平成30年以降、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。) (※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。) 非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万円超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 先物取引(FX取引等)をされている方 信託会社に信託されている方 1回200万円超の金の地金を売却される方 非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構 ^[※] 、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合 <small>※ 日本年金機構のマイナンバー利用開始は、当分の間延期。</small>	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

5

■行政機関以外からもマイナンバーの提示を求められる場合があります

マイナンバーは、法律に基づき、社会保障や税の行政手続で、行政機関やハローワーク、健康保険組合などのほか、

- ・勤務先、
- ・契約先(契約先企業、講演等の主催企業など)、
- ・不動産業者等(不動産仲介料や不動産使用料を支払う法人)、
- ・金融機関等(銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社など)

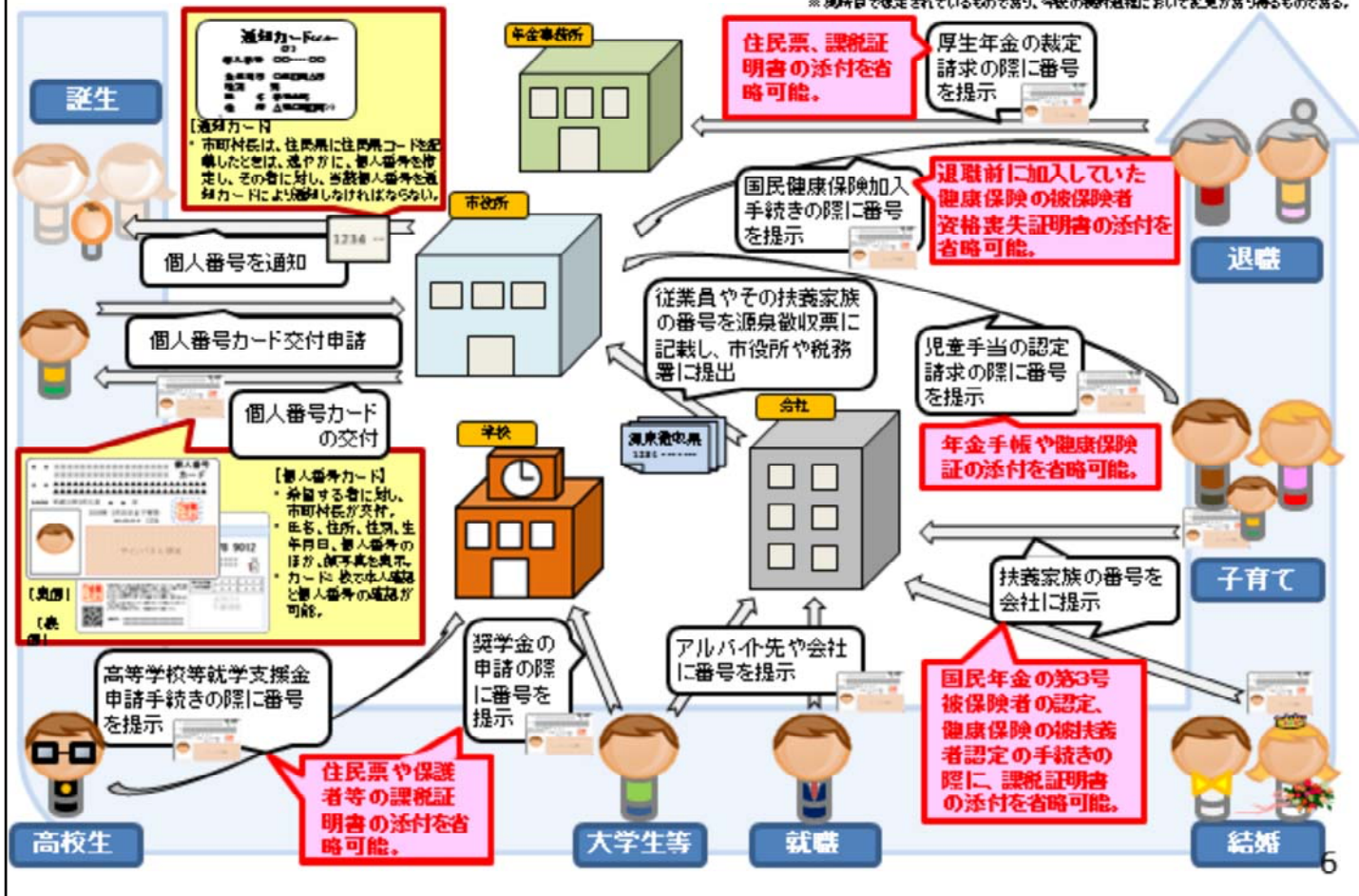
からもマイナンバーの提示を求められることがあります。

民間事業者がマイナンバーを目的以外で利用することはできませんし、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

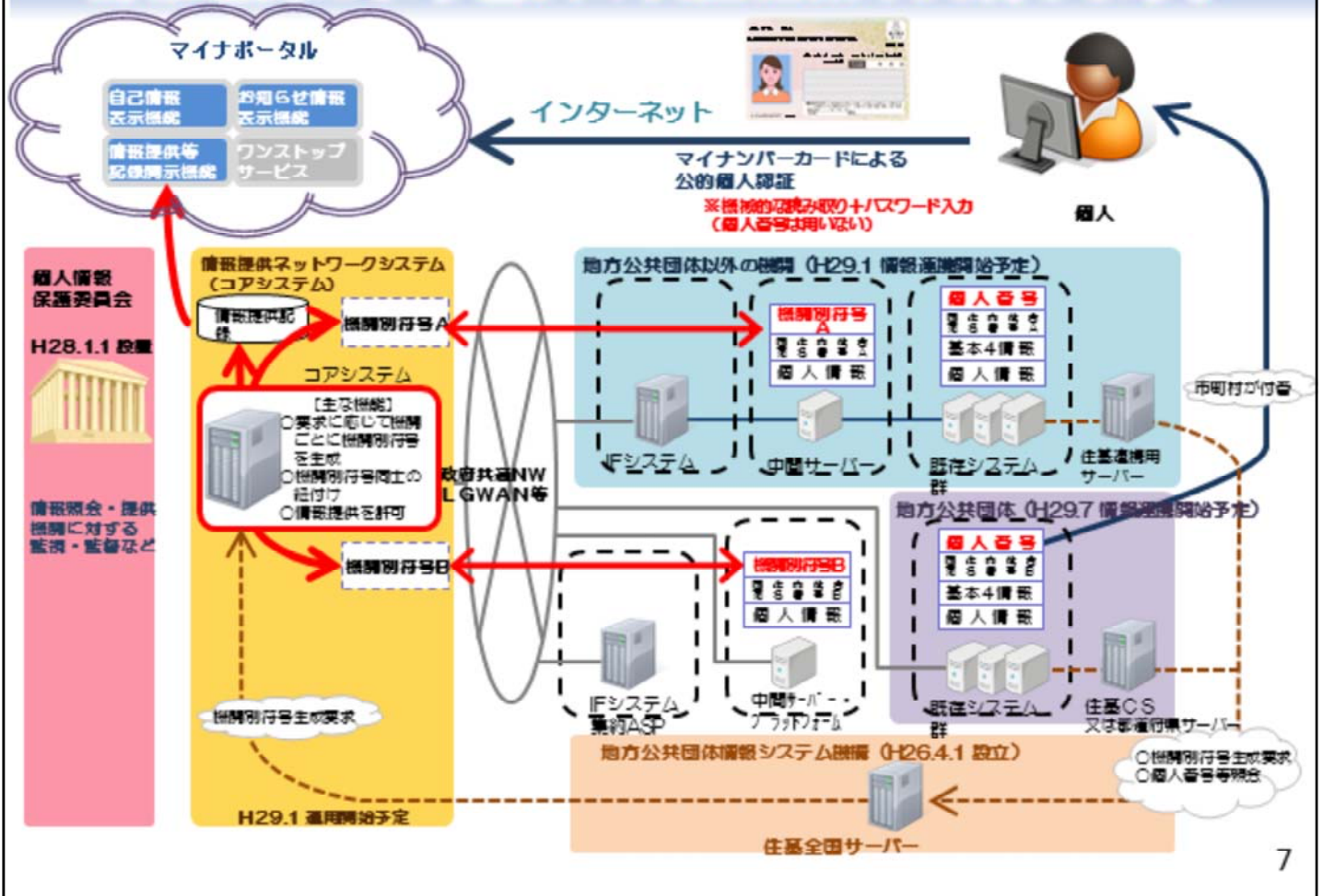
マイナンバー制度の導入後も、行政機関等が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

マイナンバーの利用例

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。



情報連携により国民の負担軽減が実現します。



■情報連携が始まると添付書類の削減など国民の負担軽減が実現します

ネットワークシステムを活用した地方公共団体を含む各機関の間の情報連携は、平成29年7月から順次始まる予定です。

情報連携が始まると、申請の際に課税証明書等の添付書類が省略できるケースが出てくるなど、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

なお、行政機関の間の情報のやりとりはマイナンバーは直接使わず、暗号化し、さらに、第三者機関である個人情報委員会が監視・監督をします。

■情報提供等記録開示システムで自分の個人情報のやりとりを確認できます

マイナンバーを使って個人情報がどのようにやりとりされるのか、心配な方もいらっしゃると思います。

平成29年1月から、自分のマイナンバーを含む個人情報を、いつ、だれが、なぜ、照会し、だれが、どの情報を提供したのか確認できる個人ごとのポータルサイト(マイナポータル)が稼働する予定です。

マイナポータルでは、行政機関などから一人一人にあった行政サービスのお知らせも可能になります。例えば、乳幼児のいる家庭に「来月はお子様の予防接種を受けることをお勧めします」といったお知らせが届くなど、生活する上で便利な機能も実現する予定です。

マイナンバーカードは様々な用途で利用可能です。

様式

表面



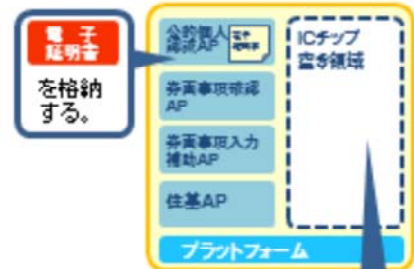
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される

ICチップ内のAP構成



電子
証明書を
格納
する。

市町村等が用意した独自アプリを
搭載するために利用する。

申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりよめる方式など、多様な交付方法を用意する。

■様々な用途で利用可能な「マイナンバーカード」は申請により交付されます

1枚で本人確認が可能な「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーに加え、顔写真が表示されます。番号の通知の際に申請書が同封されますので、申請により、マイナンバーカードの交付を無料で受けることができます。(20歳以上は10年更新、20歳未満は5年更新です。)

マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、ICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Taxなどの各種電子申請が行えるほか、図書館利用証や印鑑登録証などお住いの自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。

■個人番号カードに機微な個人情報が記録されることはありません

マイナンバーカードを紛失した場合など、ICチップから個人情報が漏れるのでは、とのご心配の声がありますが、マイナンバーカードのICチップには、券面記載情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得情報や病歴などの機微な個人情報は記録されません。

表面は一般の身分証明書として広く利用することを想定していますが、裏面のマイナンバーについては、法律で認められた事務以外での収集等は禁止されています。例えば、通常、身分証明書の写しとしてコピーを取っていいのは表面であり、法律で認められた場合を除き、マイナンバーカードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので、注意してください。

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報の取扱いに関する監督等（番号法第36条～第38条）
- ④ 罰則の強化（番号法第51条～第60条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



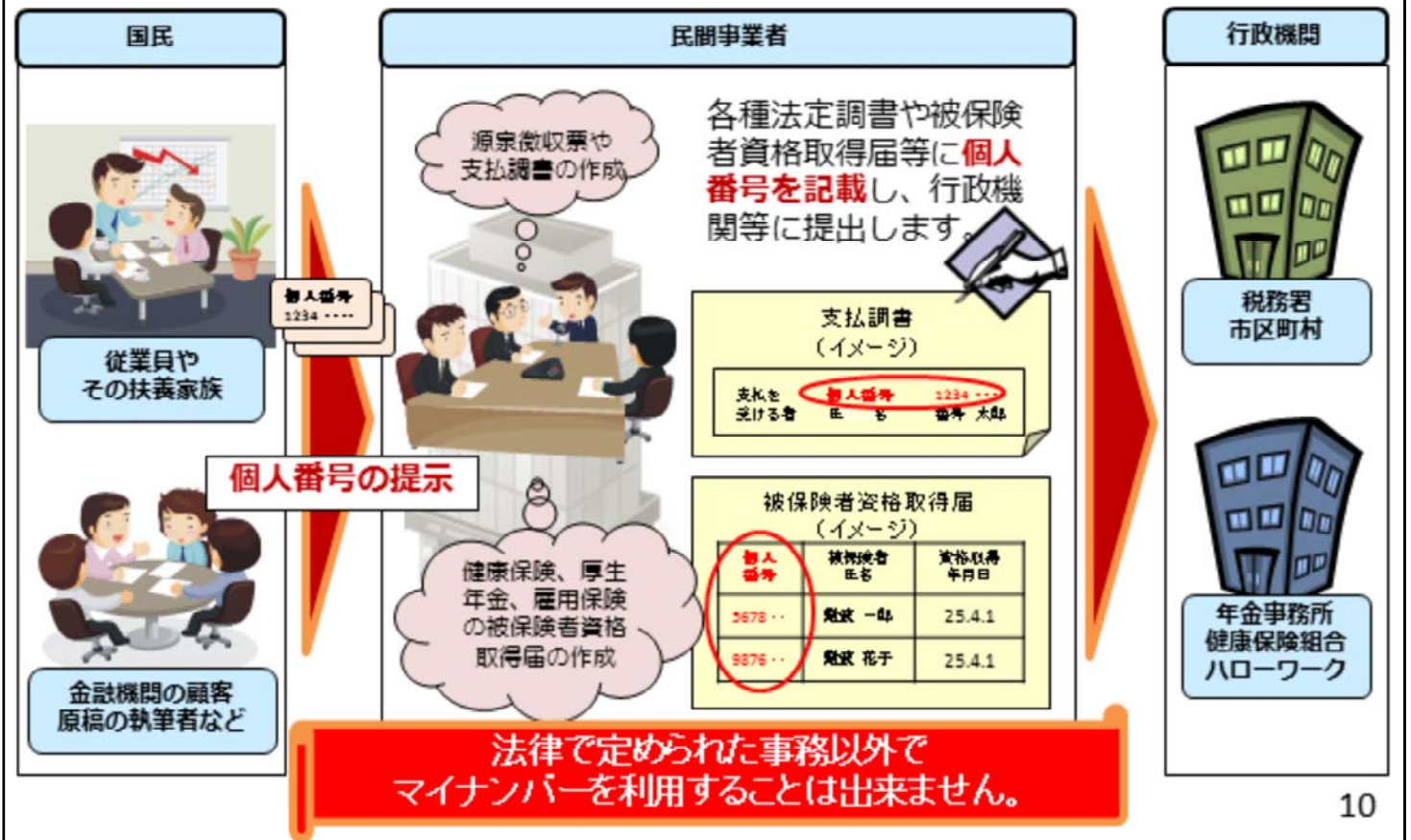
■個人情報に対する懸念に制度面・システム面で厳しく対応します

個人情報が外部に漏れるのではないか、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないか、といった懸念の声に対し、安全・安心を確保するため、制度・システムの両面から、個人情報保護の措置を講じています。

制度面の措置としては、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管を禁止しています。個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督を行うほか、法律違反の場合の罰則も重くなっています。

システム面の措置としては、まず、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

民間事業者も、税や社会保障の手続で、 マイナンバーを取り扱います。



■民間事業者もマイナンバーを取り扱います

民間事業者は、従業員の健康保険や厚生年金等の加入手続や、給与の源泉徴収票の作成を行っています。

また、証券会社や保険会社でも、配当金・保険金等の支払調書の作成事務を行っています。

平成28年1月以降、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要になります。

給与の支払を受ける方や金融機関と取引がある方は、勤務先や証券会社、保険会社等の金融機関に本人や家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければなりません。そのため、こうした外部の方からもマイナンバー(又は法人番号)を提供してもらう必要があります。

■マイナンバー制度は、社会保障や税の手続で全従業員に関係する制度です

平成28年1月以降、税や社会保障の手続のために、それぞれの帳票等の提出時期までに、パートやアルバイトを含め、全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

また、マイナンバーをその内容に含む個人情報(特定個人情報)は適切に管理することが必要です。

税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
 - ・ 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



■税務関係の申告書等にマイナンバーを記載して提出することになります

国税通則法をはじめとする国税に関する法令の規定により、申告書、申請書、届出書、調書等に提出する本人の個人番号又は法人番号を記載します。

また、地方税関係の申告書や支払報告書等についても、地方税に関する法令の規定により、同様に提出する本人の個人番号又は法人番号を記載します。

国税に関する法令で規定する調書や地方税に関する法令で規定する支払報告書については、支払者の個人番号又は法人番号のほかに、主に支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載することになります。

また、給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書であれば、

- ① 支払者の個人番号又は法人番号、② 支払を受ける者の個人番号に加えて、
- ③ 控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号なども記載することとなります。

なお、支払を受ける者等の個人番号又は法人番号を記載するためには、支払調書や支払報告書を提出する前までに、支払を受ける者等から個人番号又は法人番号の提供を受ける必要があります。

社会保障・税番号制度の導入に向けて必要な準備作業



企業においては、税務関係書類への番号記載のため、従業員等の個人番号を収集するとともに、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を適正に取扱うため、①社内規定の見直し(基本方針、取扱規程等)、②システム対応(既存システムの改修等)、③安全管理措置(組織体制の整備等)、④従業員研修などを行う必要があります。

	平成27年	平成28年	平成29年
企業の主なイベント (4月入社3月退社の場合)		▼定年退職(3月) ▼新入社員の入社(4月)	▼定年退職(3月) ▼新入社員の入社(4月)
番号が記載された税務関係書類の提出時期		▼平成28年分扶養控除等申告書の提出 (主に10月~1月) ▼退職所得の源泉徴収票提出(4月) ※翌年1月末にまとめて提出してもよい。	▼平成29年分扶養控除等申告書の提出 (主に10月~1月) ▼給与所得の源泉徴収票提出(1月) ▼退職所得の源泉徴収票提出(4月) ※翌年1月末にまとめて提出してもよい。
従業員の個人番号取得時期		退職者の番号 従業員の番号 新入社員の番号	新入社員の番号
制度開始に向けた準備	・社内規定の見直し ・システム対応 (※) ・安全管理措置	(※)	従業員研修

税務署に提出する源泉徴収票には個人番号を記載する必要がありますが、本人に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。

事前の取得も可能

(※) 企業が従業員等の個人番号を取扱う場合は、個人番号を収集する前までに、社内規程の見直し等の事前準備を行う必要があります。

■税務関係でのマイナンバー記載は平成28年1月から順次始まっています

平成28年1月以降、マイナンバーの利用が順次始まっており、従業員からの平成28年分の扶養控除等申告書の提出や、講演等での外部有識者等への報酬、3月の退職、4月の新規採用、中途退職などで、番号の取得・本人確認や調書の作成などの具体的な税分野の事務手続が順次始まります。

給与所得の源泉徴収票の主な変更点は以下のとおりです。



番号制導入前

番号制導入後（税務署提出用）

主な変更点

- 様式の大きさが、**A6サイズからA5サイズ**に変更になります。
- 支払を受ける者等の番号欄が追加されます。

（注）給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、個人番号及び法人番号は記載しません。

■税務関係書類の様式が変わります

給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書についても変更があります。主な変更点は、様式の大きさが現行のA6サイズからA5サイズに変わります。また、給与等の支払を受ける方等の番号欄が追加され、給与等の支払を受ける方の個人番号に加えて、控除対象配偶者や扶養親族等の個人番号も記載する必要があります。

さらに、支払者の個人番号又は法人番号も併せて記載します。

なお、本人交付用の源泉徴収票には、個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。



源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱（給与等の支払者等が提出を受ける書類の主な変更点）

(例) 番号制度導入前

番号制度導入後

給与の支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

給与所得者の「個人番号」欄が追加されます。

控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」欄が追加されます。

主な変更点

- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、給与所得者本人、控除対象配偶者及び扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。
- この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。
「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

14

■税務関係書類の様式が変わります（続き）

源泉所得税、個人住民税に関する書類として、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」がありますが、これには給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。

また、この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。

給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類はほかにも「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」などがあります。

これらの申告書についても、提出を受けた給与等の支払者等は、その申告書に給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。



番号制度導入後（平成28年1月1日以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで） (個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで)
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで(延長法人は平成29年3月31日まで)
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(注)	(例) 平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)		(例) 平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

■税務関係書類のマイナンバーの記載時期を説明します

まず、番号制度が導入されると、税務当局に提出する申告書や法定調書等の提出に当たり、提出する本人及び支払調書であれば金銭の支払を受ける者等の番号を記載していただくこととなります。実際に番号を記載した申告書等が提出される時期については、

- ① 所得税の申告書は、平成28年分の申告書から番号を記載していただくこととなります。
- ② 個人住民税及び個人事業税の申告書は、平成29年度分の申告書から番号の記載が開始されるため、平成29年3月15日までに提出する申告書に番号を記載していただくこととなります。
- ③ 法人税の申告書は、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から番号を記載していただくこととなります。例えば、3月決算法人であれば、29年3月決算に係る申告書から番号を記載していただくこととなります。
- ④ 法人住民税及び法人事業税の申告書についても法人税の申告書と同様です。
- ⑤ 法定調書は、平成28年1月以降に金銭等の支払等が行われるものから、番号を記載していただくこととなります。例えば、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書については、平成28年1月以後に支払等が確定したのものについて、支払を受ける者及び支払者の個人番号又は法人番号を記載していただくこととなります。
また、「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」や「特定口座年間取引報告書」等の税法上告知義務が規定されている一部の調書で平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができるという猶予規定が設けられています。
ただし、「給与所得の源泉徴収票」や「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等、猶予規定が設けられていない法定調書については、平成28年1月以降の支払に係る法定調書を提出する時まで個人番号又は法人番号の提供を受け、記載していただく必要があります。
- ⑥ 支払報告書は、平成28年分の支払報告書から番号の記載が開始されるため、平成28年分の給与支払報告書であれば、平成29年1月31日までに提出する支払報告書から番号を記載していただくこととなります。
- ⑦ 申請書・届出書は、平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から、番号を記載していただくこととなります。

社会保障関係の申請書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	健康保険法施行規則第25条 厚生年金保険法施行規則第22条

■ 社会保障関係の届出書等にマイナンバーを記載して提出することになります

雇用保険の被保険者資格取得届、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届など、事業主の皆さまから、行政機関等に提出していただく社会保障関連の各種届出書や申請書等に、対象者のマイナンバー又は法人番号を記載することとなります。

このため、事業主の皆さんは、従業員等からマイナンバーを取得しておく必要があります。

厚生労働省のホームページに社会保障分野の社会保障・税番号に関する特設サイトがあり、「事業主のみなさまへ」というページに関連資料が掲載されていますので、ご活用ください。

社会保障関係書類（事業主提出）への番号の記載時期①



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険(※1)	以下の様式に「個人番号」を追加 ・ 雇用保険被保険者資格取得届 等 以下の様式に「法人番号」を追加 ・ 雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
労災保険 (請求人の代理人となる場合※2)	以下の様式に「個人番号」を追加 ・ 障害(補償)給付支給請求書 ・ 遺族(補償)年金支給請求書 ・ 傷病の状態等に関する届 等	平成28年1月1日提出分～
労働保険	以下の様式に「法人番号」を追加 ・ 労働保険関係成立届 ・ 労働保険料等申告書	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加 ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・ 健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加 ・ 新規適用届等	平成29年1月1日提出分～ (※3)

※1 雇用保険の手続のうち、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の申請について、平成28年2月16日から、原則として、事業主を經由して提出することとしていますので、労使協定を締結する必要はありません。また、資格取得届等と同様に、事業主は番号法上の個人番号関係事務実施者としてこれらの申請を行うこととなりますので、本人確認は事業主で行っていただくこととなります。このため、ハローワークに対して、代理権や従業員の個人番号を確認するための書類の提出は不要となります。

※2 労災保険の手続については、法令上、請求人が所轄の労働基準監督署に直接提出することとなっているため、原則、事業主のみなさまに手続をしていただくことはございませんが、請求人が自ら手続を行うことが困難である場合については、事業主は助力しなければならないとされていることから、そのような場合においては、請求人の委任により、本人の代理人として提出いただくことができます。

※3 日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金関係の書類については、日本年金機構のマイナンバー利用が延期されたことから、マイナンバーの記載時期は未定です。

※4 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

■社会保障関係書類へのマイナンバー記載時期は制度により異なります

社会保障関係書類へのマイナンバーの記載時期は、

- ・ 雇用保険については、税と同様、平成28年1月1日提出分から、
- ・ 健康保険・厚生年金保険については、法人番号の記載は平成28年1月1日以降の提出分から、マイナンバーの記載は平成29年1月1日以降の提出分から記載をお願いすることとなります。

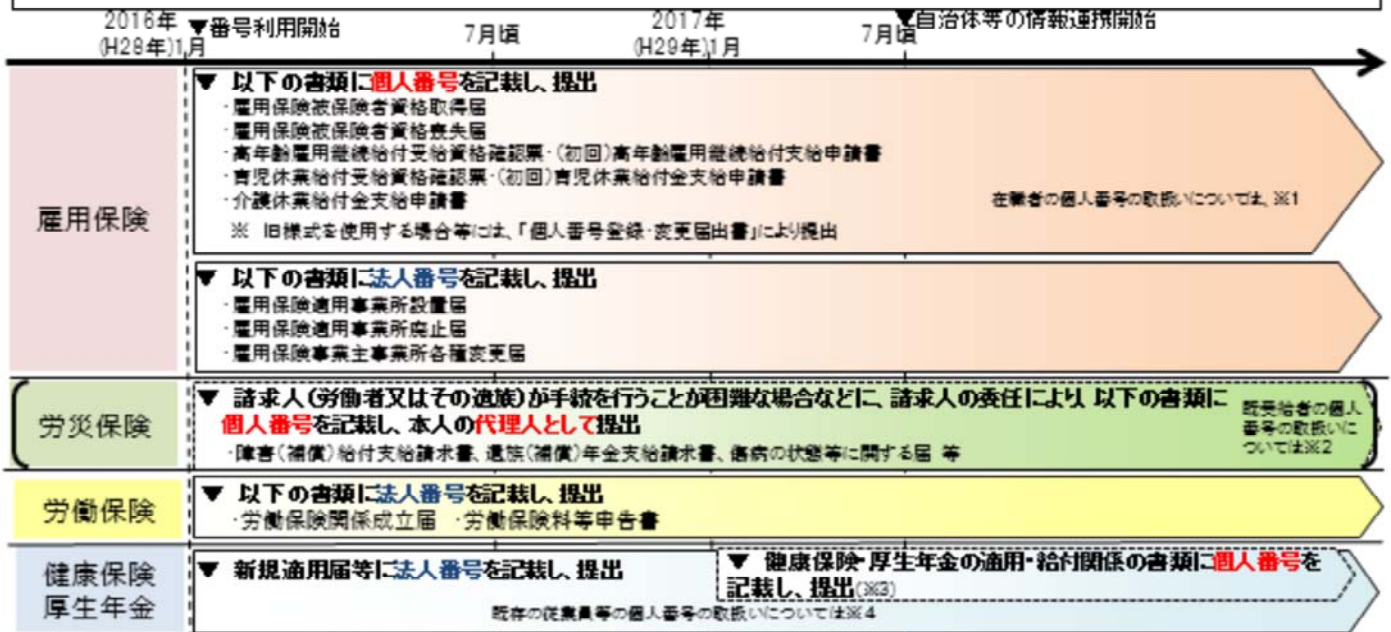
なお、日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金保険関係の書類については、日本年金機構のマイナンバー利用が延期されたことから、記載時期は未定です。

また、国民健康保険組合については、平成28年1月1日提出分から記載が必要です。



社会保障関係書類（事業主提出）への番号の記載時期②

○ 社会保障関係の書類で事業主のみなさまに、新規加入者、既存従業員等の個人番号、法人番号を取得、提出いただく時期は以下の通りです。



※1 在職者の個人番号は、雇用継続給付の届出があった場合に限り、事業主から提出いただきます。

※2 平成27年12月以前に支給決定を受けた労災年金の既受給者の個人番号は、受給者に毎年1回提出を求めている定期報告の際などに取得するため、事業主からは取得しない。

※3 日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金関係の書類については、日本年金機構のマイナンバー利用が延期されたことから、マイナンバーの記載時期は未定です。

※4 健康保険組合を有する企業の事業主は、既存の従業員及び被扶養者の個人番号を、健康保険組合からの依頼に応じて、例えば、算定基礎届のタイミング(7~8月)で取得し、健康保険組合に提出いただく。

雇用保険について、在職者のマイナンバーは、雇用継続給付の届出があった場合に限り、事業主から提出していただきます。

また、健康保険組合を有する企業の事業主は、既存の従業員や被扶養者のマイナンバーを健康保険組合からの依頼に応じて、例えば、7~8月の算定基礎届のタイミングで取得し、健康保険組合に提出していただくことになります。

雇用保険関連事務では、 以下の様式等を変更しています。



●雇用保険関連事務(事業主提出関係)

変更した様式等
雇用保険被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(注)
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書(注)
介護休業給付金支給申請書(注)

●様式改正例(雇用保険被保険者資格取得届)

(注) 原則として、事業主から提出していただくこととしていますが、本人が申請することも可能です。

■雇用保険関連事務での変更される様式です。

雇用保険関係事務のうち、事業主の皆様方に提出いただいているものについては、具体的にこのような変更があります。

- ハローワークに提出していただく、
- ・雇用保険被保険者資格取得届、
 - ・喪失届、氏名変更届
 - ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・申請書
 - ・育児休業給付受給資格確認票・申請書
 - ・介護休業給付金支給申請書
- に個人番号欄が追加されます。

健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）では、 以下の様式等の変更を予定しています。



●健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）（事業主提出関係）

変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚生 年金保険70歳以上 被用 者該当届	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届／ 厚生年金保険70歳以上 被用者賞与支払届	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出 書／変更（終了）届	厚生年金保険特例加入 被 保険者資格喪失申出書
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚生 年金保険70歳以上 被用 者不該当届	健康保険被扶養者（異動）届 ／国民年金第3号被保険者 関係届	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬 月額変更届／厚生年金 保 険70歳以上被用者産前産 後休業終了時報酬月額相 当額変更届	健康保険・厚生年金保険 新規適用届
厚生年金保険被保険者 資 格喪失届／70歳以上 被用 者該当届	国民年金第3号被保険者 関係届	厚生年金保険養育期間 標 準報酬月額特例申出書・終 了届	
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定 基 礎届／厚生年金保険70歳 以上被用者算定基礎届	健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新 規・延長）／終了届	厚生年金保険被保険者 種 別変更届	
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届 ／厚生年金保険70歳以上 被用者月額変更届	健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬 月額変更届／厚生年金 保険70歳以上被用者育児 休業等終了時報酬月額相 当額変更届	厚生年金保険特例加入 被 保険者資格取得申出書	

※ 組合によっては、被保険者証の確認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

■健康保険・厚生年金保険の適用関係事務の変更される様式です

健康保険・厚生年金保険の適用関係の事務のうち、事業主の皆様方に提出いただいているものについては、具体的にこのような変更があります。

日本年金機構や各健康保険組合に提出していただく、

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、喪失届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、変更届
- ・健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届
等に個人番号欄が追加されます。

また、日本年金機構や各健康保険組合において、個人番号を利用して行政機関間の情報連携を行うことにより、これまで必要であった住民票や所得証明書などを省略することができるようになります。

健康保険関連事務（給付関係）では、 以下の申請書等の記載事項の変更を予定しています。



●健康保険関連事務(給付関係)(事業主・本人提出関係)

申請書等の記載事項の変更	申請書等の記載事項の変更	申請書等の記載事項の変更
食事療養標準負担額の減額に関する申請	埋葬料(共)の支給の申請	特定疾病の認定の申請等
生活療養標準負担額の減額に関する申請	出産育児一時金の支給の申請	限度額適用認定の申請
療養費の支給の申請	出産手当金の支給の申請	限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等
移送費の支給の申請	健康保険法第八十条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出	高額療養費の支給の申請
傷病手当金の支給の申請	家族埋葬料の支給の申請	高額介護合算療養費の支給の申請等
		高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等

■健康保険の給付関係事務の変更される申請書です

健康保険の給付関係事務については、具体的にこのような変更があります。

- ・食事療養標準負担額の減額に関する申請
- ・生活療養標準負担額の減額に関する申請
- ・療養費の支給の申請
- ・傷病手当金の支給の申請

といった事務に関し、申請書にマイナンバーを記載していただくこととなります。

これらの事務は、現在、ご本人から各健保組合や全国健康保険協会に提出される場合や、事業主を経由して行われる場合があります。

事業主を経由する場合における個人番号の提供や本人確認措置の実施方法については、追ってQA等でお示しすることとしています。

事業主のみなさまからご質問の多い以下の社会保障関係の様式については番号制度施行に伴う様式変更は行いません。



健保組合に提出する様式	労働基準監督署に提出する様式
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険適用除外等該当・非該当届 健康保険 育児休業等取得者確認通知書 健康保険 育児休業等取得者終了確認通知書 健康保険 育児休業等終了時報酬月額改定通知書 健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証 健康保険 被保険者標準賞与額決定通知書 健康保険被保険者証 健康保険被保険者報酬月額改訂通知書 被保険者氏名変更 確認通知書 被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書 被保険者資格喪失確認通知書 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) 労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) 労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) 労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局) 労働者災害補償保険 業務災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) 労働者災害補償保険 業務災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) 労働者災害補償保険 業務災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) 労働者災害補償保険 業務災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局) 労働者災害補償保険 業務災害用 休業補償給付支給請求書 労働者災害補償保険 業務災害用 休業給付支給請求書
ハローワークに提出する様式	年金事務所の様式
<ul style="list-style-type: none"> 育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用) 育児休業給付金次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) 介護休業給付金支給・不支給決定通知書 雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用/事業主控/本人手続用) 雇用保険被保険者 氏名変更届受理通知書(被保険者通知用/事業主通知用) 雇用保険被保険者 資格取得確認通知書(被保険者通知用/事業主通知用) 雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書(事業主通知用) 雇用保険被保険者証 雇用保険被保険者転勤届 雇用保険被保険者転勤届受理通知書(事業主通知用/被保険者通知用) 雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用/事業主控用) 雇用保険被保険者離職票-2 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用/事業主控用) 高年齢雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用) 高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 通用証明書 健康保険 標準賞与額決定通知書(訂正) 健康保険 標準賞与額累計申出書 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者確認通知書 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了確認通知書 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業等取得者確認通知書 健康保険・厚生年金保険 資格喪失確認通知書 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得・資格喪失等確認通知書 健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届 健康保険・厚生年金保険 被保険者標準賞与額決定通知書 健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書 健康保険・厚生年金保険 資格取得確認および標準報酬決定通知書 厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額改定のお知らせ 厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ 厚生年金保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額改定のお知らせ 厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与相当額のお知らせ 年金手帳

■これらの社会保障関係の様式については、変更は行いません

事業主の方々から、各様式へのマイナンバーの追加要否について、たくさんのご質問をいただいています。

ここに示した様式は、マイナンバーを記入する必要がないものです。

事務負担や情報漏えいリスクなどの観点から行政側からお知らせする通知書類などにはマイナンバーは追加しません。

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。
(例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。



※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第19条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。

23

■マイナンバーの取得に当たって、利用目的をきちんと明示してください

マイナンバーは、法律で限定的に明記された場合以外で、提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。本人の同意があつたとしても、法律で認められる場合以外でマイナンバーの提供や利用はできません。

マイナンバーを従業員から取得する際、法律で認められた利用目的を特定し、通知又は公表することが必要です。

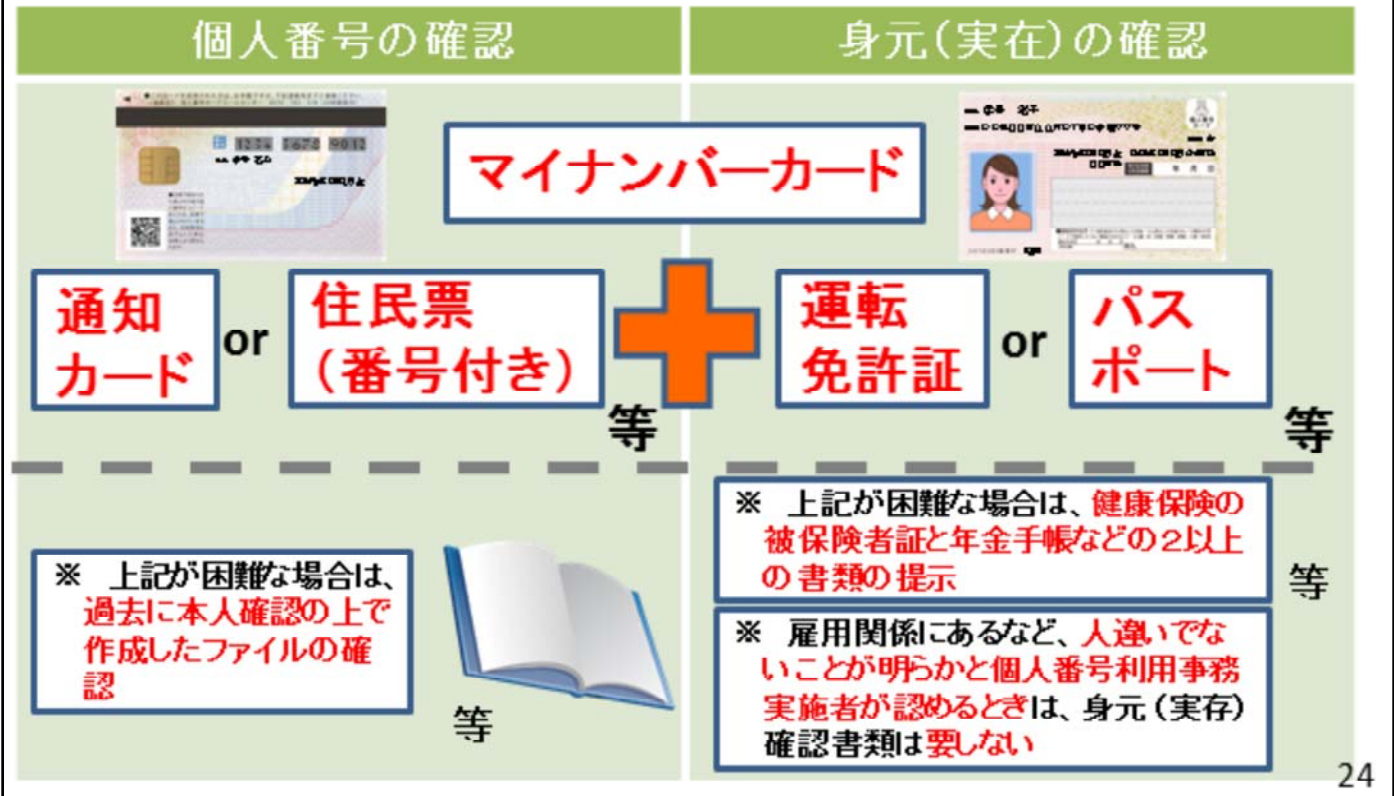
源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的でマイナンバーを利用する場合、まとめて目的を示しても構いませんが、後から利用目的を追加することはできません。改めて利用目的を通知・公表してください。

■なりすまし防止のため、本人確認は厳格に行ってください

番号のみでの本人確認では、なりすましのおそれもあることから、日本の制度では、番号のみでの本人確認は認められません。必ず、番号が正しいことの確認に加え、番号の正しい持ち主であることを確認する身元確認が必要です。

また、代理人による手続の場合、①法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状による「代理権の確認」、②「代理人の身元確認」、③「本人の番号確認」を行う必要があります。

マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



■本人確認は「番号確認」と「身元確認」が必要です

従業員が「マイナンバーカード」を持っている場合には、番号確認と身元確認がこのカードのみで可能です。

マイナンバーカードを持っていない従業員については、番号確認は「通知カード」での確認が基本です。

ただし、通知カードには写真がなく、身元確認はできないため、運転免許証やパスポートなどで身元確認を行います。

さらに、原則的な取扱いが困難な場合にどうするかの一例を示していますが、
どういう書類で番号確認と身元確認を行うかは詳細に決められています。

なお、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

内閣官房のマイナンバーの特設ホームページや国税庁の特設サイトで本人確認の詳細に関する資料を掲載していますので、参考にしてください。



従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。

扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

国民年金の第3号被保険者の届出

扶養控除等申告書の提出

事業者への提出義務者

⇒第3号被保険者

※ 従業員は代理人などとなる

事業者への提出義務者⇒従業員

本人確認の必要性

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー

■扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要な場合があります

従業員の扶養親族のマイナンバーの取得の際の本人確認について、
どういった対応が必要か、わからないという意見があります。

税の扶養控除等申告書の提出については、事業者への提出義務者はあくまで
従業員であり、扶養親族のマイナンバーの本人確認も従業員が行うため、
民間事業者が扶養親族の本人確認を行う必要はありません。

これに対し、国民年金の第3号被保険者の届出については、事業者への
提出義務者は扶養親族であることから、扶養親族のマイナンバーの本人確認が
必要です。このとき、本人確認として2つのパターンが考えられます。

(ア)従業員が扶養親族の代理人になるパターン

この場合、扶養親族→(マイナンバー)→従業員(扶養親族の代理人)と
番号が渡る際には本人確認は必要ありません。

次に、従業員(扶養親族の代理人)→(マイナンバー)→会社と番号が渡る際に、
会社は従業員(扶養親族の代理人)に対して本人確認を行います(代理権確認
+代理人身元確認+本人番号確認)

(イ)従業員が会社の代理人になるパターン

この場合、扶養親族→(マイナンバー)→従業員(会社の代理人)と番号が渡る際に、
従業員(会社の代理人)が扶養親族に対して本人確認を行います(本人番号確認
+本人身元確認)

次に、従業員(会社の代理人)→(マイナンバー)→会社と番号が渡る際には
本人確認は必要ありません。

マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかな。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないかな。



法律では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

26

■マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります

マイナンバーについては、「個人情報の追跡・突合が行われ、個人情報が外部に漏えいするのではないかな」「他人のマイナンバーを用いた成りすましにより財産的な被害を負うのではないかな」といった様々な懸念が示されてきたところです。

マイナンバー制度では、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、各種の保護措置が設けられています。

こうした保護措置やその解釈について、個人情報保護委員会が、具体例を用いて分かりやすく解説したガイドラインを策定しました。

民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者との議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

また、事業者編の別冊として、金融業務関係のガイドラインも策定したほか、行政機関等・地方公共団体等編も策定しています。

マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

○マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

27

■マイナンバーには利用、提供、収集に関する制限があります

まず、マイナンバーの利用範囲は、現在の法律では、社会保障、税、災害対策に限定されていますので、社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などにマイナンバーの提供を求めることが可能です。例えば、マイナンバーを社員番号や顧客管理番号として使用することはできません。

また、法律で限定的に認められた場合を除き、マイナンバーの提供を求めることはできません。

例えば、給与の源泉徴収事務の場合、従業員は扶養控除等申告書に扶養親族のマイナンバー、自分のマイナンバーを記載して、事業者に提出します。

提供を求める時期は、当該事務の発生時点が原則ですが、契約の締結時など、当該事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されます。

収集に関しても、法律で限定的に認められた場合を除き、特定個人情報を収集できません。

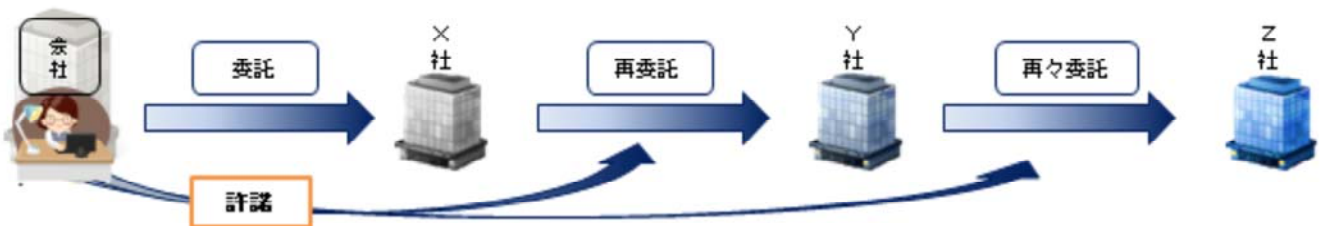
例えば、他人のマイナンバーをメモすること、プリントアウトすること、コピーを取ることは「収集」に当たります。一方、マイナンバーの提示を受けただけでは「収集」には当たりません。

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

28

■マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部を委託する場合、委託先で、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

具体的には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握の3点が必要となります。

委託者は、委託先の設備、技術水準、従業員に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認しなければなりません。

また、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければなりません。

委託者は、委託先に対する監督だけではなく、再委託先以降に対しても同様に間接的に監督義務を負います。

また、社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託先は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



29

■マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です

事業者は、マイナンバーや特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりませんし、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

特定個人情報等の取扱いに当たっては、マイナンバーを取り扱う事務の範囲を明確化することが重要です。事業者が講ずべき安全管理措置の内容として、ガイドラインでは、基本方針の策定、取扱規程等の策定、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を示しています。

- 「基本方針」では、特定個人情報の保護に関する基本理念を明確にし、法令遵守・安全管理・問合せ・苦情相談等に関する方針を定めることが重要です。なお、基本方針の策定は義務付けられてはいませんが、従業員等への周知・研修を行いやすくなるというメリットがあります。
- 「取扱規程等」とは、源泉徴収票や支払調書の作成等の事務で特定個人情報等を取扱う場合のマニュアルや事務フローなどの手順を示した文書で、従業員が容易に参照できるようにする必要があります。
- 「組織的」な措置とは、担当者を明確にして、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことが無いような仕組みを構築することです。
- 「人的」な措置とは、従業員の監督・教育です。
- 「物理的」な措置とは、特定個人情報等の漏えい・盗難等を防ぐ措置で、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことができないような工夫を行うことを指します。具体的には、壁又は間仕切り等の設置、のぞき見されない場所等の座席配置の工夫や、鍵付きのキャビネットに書類を保管することなどが考えられます。
- 「技術的」な措置とは、担当者を限定するためのアクセス制御を行うことや、ウイルス対策ソフトウェア等を導入し、最新の状態にアップデートしておくことなどを指します。ただし、事業者のうち従業員の数が100人以下の中小規模事業者の特例を設けており、実務への影響に配慮しています。

マイナンバーの 保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

30

■マイナンバーの保管(廃棄)にも制限があります

マイナンバーをその内容に含む個人情報である特定個人情報は、法律で限定的に明記された場合を除き、保管してはならないとされており、法律で限定的に明記された事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

また、マイナンバーが記載された書類等のうち所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものは、その期間保管することとなります。

例えば、雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナンバーを給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解されます。

一方、法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令で定められた保存期間を経過した場合、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

なお、マイナンバーの部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で他の情報の保管を継続することは可能です。

このように、マイナンバーの保管(廃棄)には制限があり、廃棄又は削除を前提として、紙の書類であれば廃棄が容易になるように年限別に管理することなどや、システムであれば、不要となったマイナンバーを削除するための仕組みを構築することなどが望ましいと考えられます。

法人には法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- ・ 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・ これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることで法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。

ポイント!

1法人に
1番号のみ

通知

- ・ 平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付しています。
- ・ 番号法施行日（平成27年10月5日）以降に設立登記した法人には、法務局での登記完了後、2～3稼働日後に送付します。



ポイント!

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- ・ 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネット（国税庁法人番号公表サイト）を通じて公表します。

WWW

ポイント!

法人番号はどなたでも
自由に利用可能

31

■法人には法人番号（13桁）が指定され、マイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能です

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。

これらの法人については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されることとなります。

また、これら以外の法人等であっても、一定の要件を満たす場合、国税庁長官に届け出ることで、法人番号の指定を受けることができます。

法人番号の指定のポイントは、1法人に対し1番号のみ指定され、法人の支店や事業所等、個人事業者や民法上の組合等には指定されないことです。

法人番号の通知のポイントについて申し上げますと、例えば、設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ通知書をお届けすることになります。

したがって、法務局への設立登記は行ったが、登記上の本店所在地で郵便を受け取ることができないような場合には、通知書を受け取れず、返戻されることとなりますので、ご留意願います。

国税庁長官は、法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネット（国税庁法人番号公表サイト）を通じて公表します。

法人番号の公表のポイントは、マイナンバーと異なりその利用範囲に制約がなく、インターネットによる公表を通じてどなたでも自由に利用が可能なところです。

法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能

検索機能


- あいまい検索
- 絞り込み検索
- 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- 月末時点のすべての最新情報
- 日次の更新情報のダウンロード
- データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

(※) 公表機能の詳細については、[国税庁HPのトップページの](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm) をクリック。
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

32

■法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です

国税庁法人番号公表サイトには、以下の4つの特徴があります。

- ① 法人情報を番号・名称・所在地の3情報から検索が可能
- ② 法人の3情報は、利用者の皆様がパソコン上で2次活用することができるよう、データのダウンロードが可能
- ③ Web-API機能を提供
- ④ パソコンでの利用に加え、タブレット、スマートフォンからも利用可能なマルチデバイス対応

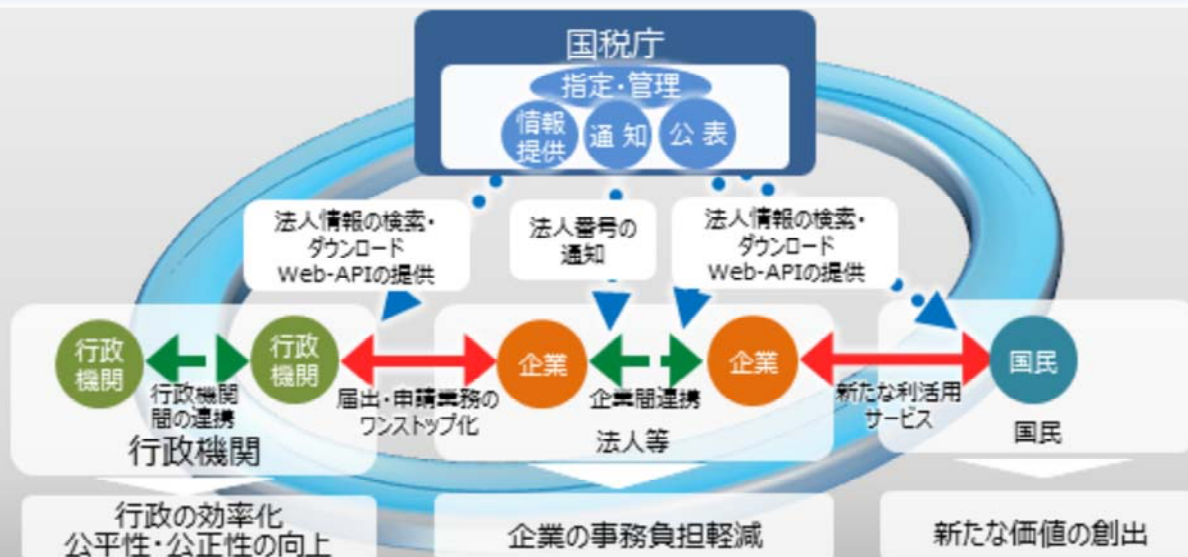
具体的に申し上げますと、検索を行う際には、あいまい検索や絞り込み検索、また検索結果の五十音順や都道府県別の並び替えができます。

データダウンロード機能としては、月末時点の番号指定を受けた全法人の最新情報のダウンロードのほか、日次の更新情報のダウンロードが可能です。

なお、ダウンロードデータはCSV形式とXML形式で提供しています。

Web-API機能とは、企業等のシステムから人手を介することなく、法人情報を直接取得するための機能で、そのためのインタフェースの提供を行っています。

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業の効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業の効率化
- 行政機関において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業の効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人(企業)側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

■法人番号の導入目的や利活用によるメリットについて説明します

資料中ほどの3つの箱に記載してあるとおり、法人番号は、行政を効率化し、国民(法人)の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するほか、新たな価値の創出を図るために導入されるものです。

こうした法人番号の利活用によるメリットについて、それがどのような形で実現されるのかを単純化して言い表した「わかる。つながる。ひろがる。」というキャッチフレーズを用いて説明します。

「わかる。」とは、法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかることを表しています。具体例としては、法人番号の検索により、法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能となります。また、鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化します。

「つながる。」とは、法人番号を軸に企業等法人がつながることを表しています。具体例としては、企業や行政機関間における法人情報の連携が必要な場合、複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することで、取引情報の集約や名寄せ作業の効率化が期待されます。

「ひろがる。」とは、法人番号を活用した新たなサービスがひろがることを表しています。一定の前提を置いたお話ですが、行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人(企業)側の負担が軽減されます。また、民間においても、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能になると考えられます。

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・企業コードのメンテナンス(商号・所在地等の変更)負荷の低減
- ・企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・企業間取引(電子商取引)における企業コードとしての利用
- ・電子タグなどの自動認識メディア(非接触技術を用いたICチップ)の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・ **UN/EDIFACTデータエレメント3055【国連が運営】**、**ISO/IEC 6523-2【ISOが運営】**
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ **ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】**
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

34

■ 国税庁が国際標準規格に基づく発番機関として登録されました。

法人番号が国内のみならず、国際的な流通(電子商取引等)において、共通の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構(ISO)に登録し、「発番機関コード」を取得しました。

1. 法人番号を国際的な電子商取引において、共通の企業コードとして使用するイメージです。まず、国税庁を、国連が定める規則及び国際標準規格に基づき組織(企業)コードを発番する機関、すなわち「発番機関」として国連及び国際標準化機構(ISO)に登録したことにより、国連等から「発番機関コード」を取得いたしました。

この「発番機関コード」と企業コード(法人番号)とを組み合わせることにより、法人番号を国際取引においても活用できる唯一無二企業コードを無償で利用することができます。

2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例です。各社各様で独自に設定している企業コードで管理している取引先について、法人番号を共通の企業コードとして活用することができれば、ここに記載している、企業情報のメンテナンス(商号・所在地等の変更)負荷の低減などの効果が期待されます。

3. 国税庁が発番機関として登録した3つの国際標準規格です。規格は、運営主体の違いはありますが、大きくは電子商取引に係る規格と、物を識別する電子タグに係る規格に関するものになります。

発番機関の登録をした規格

登録規格	UN/EDIFACT データエレメント3055	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国連が運営 ・電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p style="font-size: small; color: red;">平成29年10月から第5次NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)稼働に併せて、輸出入申告等においては、原則として、輸出入者符号の欄には、「法人番号」を記載(入力)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構(ISO)が運営 ・電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構(ISO)が運営 ・商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格 ・電子タグなどの自動認識メディアの識別子の中で活用
発番機関コード	402	0188	TAJ

※ 1 UN/EDIFACT(United Nations/Electronic data interchange for administration, commerce and transport)

※ 2 ISO(International Organization for Standardization)

※ 3 IEC(International Electrotechnical Commission)

35

■ 国税庁が発番機関の登録をした、各標準規格の概要と国税庁に払いだされた発番機関コードについて説明します。

登録規格の左から2つの規格(UN/EDIFACTデータエレメント3055とISO/IEC 6523-2)は、電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格になります。

参考となりますが、UN/EDIFACTデータエレメント3055は、税関、国土交通省、海上保安庁、法務省、NACCSセンターなども発番機関として登録されています。

平成29年10月から、輸出入申告書等の輸出入者符号を、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、原則、「法人番号」を記載(入力)することになります。

一番右のISO/IEC 15459-2は、商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格になります。これは、電子タグなどの自動認識メディアの中で企業を識別するため企業コード(法人番号)と、この発番機関コード(TAJ)を組み合わせ活用されます。

国税庁に付与された発番機関コードは、それぞれ「402」、「0188」、「TAJ」となっています。国税庁ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

マイナンバーがはじまると くらしがこんなに便利に！！



マイナンバーで、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を！

マイナンバーで行政間の連携を図り、所得や年金の受給状況などをきちんと把握し、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行います。



**行政手続きが簡単！
年金や福祉の申請がスムーズに！**

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続きの際に必要な添付書類が削減されます。

個人番号カード



**個人番号カードが、図書館カード、
印鑑登録証や健康保険証のかわりに！**

図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに利用可能となります。個人番号カードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。



**コンビニなどで住民票など
証明書の取得が可能に！**

個人番号カードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明書がコンビニでも取得できる自治体が大幅に増える予定、手軽さと速さがうれしい。

マイナポータル



**予防接種のお知らせなど
個人に合った情報が届きます。**

パソコンやスマホからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。



**将来的には、引っ越しなどの届出
がパソコンでまとめて！**

引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

■マイナンバーがはじまると暮らしが便利になります

マイナンバーで本当に困っている人に必要な給付、適切な支援などが可能になります。また、年金や福祉関係の申請の際の添付書類が削減するなど、行政手続きが簡単になります。

マイナンバーカードとマイナポータルはマイナンバーそのものを使わない形での活用が可能です。このため、官民含めた有効活用を進めます。

マイナンバーカードは様々なカードの一本化(ワンカード化)を進めます。カードのICチップを使って、コンビニで住民票などの交付が可能になる地方自治体も大幅に増える予定です。

マイナポータルは予防接種のお知らせなど個人にあった情報が地方自治体などから届けられるようになり、パソコンやスマホで確認できます。

将来的には引越などの届出を電気、ガス、水道などの民間も含めて自宅のパソコンでワンストップでできるようにすることも検討しています。

マイナンバーのホームページ

マイナンバー



※英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応！
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

●動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



マイナンバー公式twitter
https://twitter.com/MyNumber_PR

事業者の皆さま
もうすぐ始まる
マイナンバー
準備はお済みですか?

6つの導入チェックリスト

- 1 マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
- 2 マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- 3 マイナンバーが記載された書類は、おぼろがかる様や引き出しに保管しましょう。
- 4 ファイル対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょう。
- 5 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、廃棄しましょう。
- 6 従業員にマイナンバー制度開始のための研修や勉強会を行いましょう。

マイナンバーの導入準備は、従業員を雇用している**すべての事業者**に必要です。

- ・マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保険・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・特に1月以降に短期で雇用するパート・アルバイトなどのマイナンバーは、早期に取得する必要があります。

37

■ホームページなどで最新の情報を発信しています

マイナンバー制度に対するよくある質問(FAQ)や最新情報など、関係資料は内閣官房の社会保障・税番号制度(マイナンバー)のホームページに掲載しています。「マイナンバー」で検索してください。

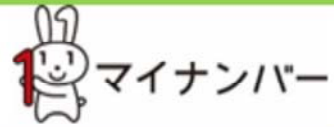
個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の関係省庁もホームページの特設サイトで情報発信をしており、内閣官房のホームページから各省庁の関連ホームページにリンクしています。

また、政府広報のホームページにもマイナンバーの特集ページがあり、動画や新聞折込チラシなどの広報物をご活用いただけます。

こちらは「政府広報」で検索してください。

公式ツイッターで関係省庁のホームページの更新情報も発信しています。

マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。個人番号カードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

 **0120-95-0178** (無料) マイナンバー

※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください※

平日 9:30-22:00 土日祝 9:30-17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」「紛失・盗難に伴う個人番号カードの一時停止処理」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」「紛失・盗難に伴う個人番号カードの一時停止処理」に関すること 0120-0178-27

(英語以外の言語については、平日9:30-20:00 土日祝9:30-17:30 までの対応となります。)

38

■お問合せに対応するコールセンターを設置しています

マイナンバー総合フリーダイヤルを開設しており、お問合せに通話料無料で対応します。お気軽にお問合せください。

番号は0120-95-0178(マイナンバー)です。

おかけ間違いのないように注意してください。

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応するフリーダイヤルも開設しています。

■最後に

いよいよ平成28年1月からマイナンバーの利用が始まりました。

事業者の皆様それぞれの企業内でもマイナンバーの適切な管理をお願いします。

よくある質問 ①

Q 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか？

A 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

【国税庁ホームページより】

よくある質問 ②

Q 本人確認は、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける度に行わなければならないのですか？

A マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、個人番号カードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

【内閣官房ホームページより】

よくある質問 ③

Q マイナンバー（個人番号）が漏えいして不正に用いられるおそれがあるときは、マイナンバーの変更が認められますが、事業者は、従業員などのマイナンバーが変更されたことをどのように知ることができますか？

A マイナンバーが変更されたときは事業者に申告するように従業員などに周知しておくとともに、一定の期間ごとにマイナンバーの変更がないか確認することが考えられます。毎年の扶養控除等申告書など、マイナンバーの提供を受ける機会は定期的にあると考えられるので、その際に変更の有無を従業員などに確認することもできます。

【内閣官房ホームページより】